

## ディレイア幹細胞培養液化粧品シリーズのお取扱いについて

拝啓、

この度は、ディレイア幹細胞培養液化粧品のお取扱いをご検討いただき、誠にありがとうございます。

メーカーより、商品の不正流出および、品質とブランドイメージの保持のため、取扱いサロン様からの誓約書の提出を求められております。

ご提出いただいた誓約書の内容を当社で確認させていただき、不備がなければ商品の発送をさせていただきます。

また、商品を正しく理解し、効果的な施術と商品販売につなげていただくために導入およびサポート条件をご説明させていただきます。

以上をご理解の上、誓約書を印刷ご記入いただき、下記のメールまたは FAX、郵送でお送りください。

敬具

### 【送付先】

メール：shopmaster@bisella.com

※ご記入いただいた誓約書をスマホでカメラ撮影したのも大丈夫です。

F A X : 03-5332-3401

郵 送：〒160-0026

東京都新宿区西新宿 7-5-6 ダイカンプラザ 756 5F

株式会社イントゥ 美セラ担当

## 商品取扱申請書及び商品取扱規程誓約書

ディレイア・コアカプセルシリーズ及びディレイア・ステムシリーズ

株式会社グラツィア殿

弊社（法人の場合）又は事業者である私（法人でない場合）は、株式会社グラツィアの提供するディレイア・コアカプセルシリーズ及びディレイア・ステムシリーズの商品の取扱を申請するとともに、以下に記載されている商品取扱規程に同意して遵守することを誓約します。

申請及び規程誓約 署名欄

年月日申請

登録会社名 ※法人でない場合は不要			代表印
登録サロン名			印
会社(サロン)所在地	〒      —		
代表電話番号	—      —	代表 FAX 番号	—      —
代表者名			
仕入担当者名			
登録メールアドレス	@		
サロンメールアドレス	@		
サロン Website	<input type="checkbox"/> あり http://		<input type="checkbox"/> なし

株式会社グラツィア

### 商品取扱規程

株式会社グラツィア（以下、「メーカー」と言う。）は以下に定める商品取扱規程（以下、「本規程」と言う。）を制定し、弊社又は事業者である私（以下、「サロン」と言う。）はこれに同意して遵守することを誓約します。

#### 第1条（目的）

本規程は、ディレイア・コアカプセルシリーズ及びディレイア・ステムシリーズ（以下、「商品」と言う。）のブランドイメージ及びに商品の品質の保持を目的とします。

#### 第2条（販売方法）

1. サロンは、前条の目的を達するため、メーカーの定める研修を受けたスタッフが配置された、メーカーの認定を受けた店舗（以下、「認定サロン」と言う。）における、対面を基本とした十分なカウンセリング及び商品の使用方法等の説明（以下、「対面カウンセリング」と言う。）によってのみ、商品を販売します。
2. サロンは、インターネットを用いた販売を行わないものとし、インターネットを用いて商品に関する情報を提供するときは対面カウンセリングによってのみ販売することを明記し、対面カウンセリング販売による標準販売価格を掲載します。
3. サロンは、最終消費者でない第三者への商品販売を行

いません。

4. サロンは、サンプル品として提供を受けた商品については、第三者への商品販売を行いません。

#### 第3条（スタッフ研修）

1. サロンは、認定サロンに配置するスタッフにメーカーの定める研修を受講させる義務を負います。
2. 前項の研修を受講したスタッフ1名以上を配置しない認定サロンでは、商品販売をすることができません。
3. 初回の研修については、商品取扱申請の日から3ヶ月間に限り、受講の義務を免除し、その間は、商品販売をすることができます。
4. メーカーは、所定の研修を受講した者に、受講を証する受講証を交付します。
5. サロンは、前項の受講証を、認定サロンに掲示するものとします。
6. サロンは、研修を受けたスタッフについて、在籍店舗の変更や退職等の在籍状況に変更が生じたときは、すみやかにメーカーに所定の様式にて報告します。
7. 研修内容、研修の受講料、及び受講証の取扱い等は、メーカーが別に定めるところに従います。

#### 第4条（認定サロン要件）

認定サロンとして認められる要件は、以下のとおりです。  
なお、店舗毎に要件を充足しなくてはなりません。

- ① 以下に掲げる店舗形態であること
  - (ア) エステティックサロン
  - (イ) 美容室、理容室
  - (ウ) リラクゼーション系サロン
  - (エ) ネイルサロン
  - (オ) スパ
  - (カ) フィットネスクラブ
  - (キ) 美容系サービス関連施設
- ② 商品のブランドイメージ及び商品の品質の保持のため、対面カウンセリングが行える場所であること
- ③ 研修を受講したスタッフを配置すること（第3条第3項により受講の義務が免除されている間は、配置されているものとみなします）
- ④ メーカー又はメーカーから委託を受けた調査機関からの訪問による実態調査を適宜受け入れること
- ⑤ メーカーにより、以上の要件を備えている旨の認定を受けること

#### 第5条（認定サロンの権利及びメリット）

認定サロンとして認められたサロンは、以下の権利又はメリットを有します。

- ① 認定サロン証の交付を受け、店舗に掲示する権利（なお、掲示は義務でもある）
- ② 認定サロンにおいて、商品を販売する権利
- ③ 自らの行う広報宣伝にて、正式な認定サロンであると名乗ること、及び商品に関する商標名や名称を表示できるメリット
- ④ メーカーの公式ホームページ上に、掲載され、正式な認定サロンであると紹介されるメリット
- ⑤ 新製品情報、メディア掲載事例、販促イベント情報等の商品情報を優先的に入手できるメリット

#### 第6条（認定サロンの取消）

1. メーカーは、サロンに、以下の事由を認めた場合は、書面による通知によって、認定サロンである旨の認定を取り消します。
  - ① 本規程のほか、メーカー又は商品の仕入先である特約店（以下、「特約店」と言う。）との、契約、規程、又は誓約等に違反する事実の発生
  - ② 法令違反又は公序良俗違反に当たる事実の発生
  - ③ 認定サロンにおける業務停止
  - ④ 認定サロン要件を充足しなくなったこと
  - ⑤ メーカーからの、報告又は資料提出要求に応じないこと
  - ⑥ 複数の認定サロンを有する場合において、一つの認定サロンにおいて、認定の取消を受けたこと
  - ⑦ 差し押え、仮差し押え、競売処分、破産、民事再

生、特別清算、会社更生手続の開始又は申し立てを受けたとき

- ⑧ 破産、民事再生、会社更生の適用申請を行ったとき
  - ⑨ 支払停止又は支払不能になったとき
  - ⑩ 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - ⑪ メーカーの信用を著しく毀損し又は毀損するおそれがあるとき
  - ⑫ 法人解散、営業の廃止、合併、営業権に影響のある株式構成の変化、又は著しい組織変更等により認定サロンとして存続させることが、適当でないときと認められるとき
2. サロンは、認定サロンである旨の認定の取消により、直ちに、認定サロンの権利及びメリットを失い、メーカーから貸与された受講証、サロン認定証、資料、及び、物品等一切のものをすみやかに返却し、以降、インターネットを含めた、商品に関する一切の広報宣伝を行わないものとします。
  3. サロンは、認定サロンの認定の取消を受けた場合は、以降、このことを理由にメーカー又は特約店から売買契約を解除されて、商品の供給を中止されても異議を申し立てないものとし、これに伴うメーカー又は特約店に対する一切の損害賠償請求を行いません。

#### 第7条（販売条件）

サロンとメーカー又は特約店との間の販売条件は、商品売買に関する個別契約によります。

#### 第8条（内部資料の取扱）

サロンは、メーカーから提供された、アナログ又はデジタルを問わず、カタログ、チラシ、ポスター、商品説明書、研修マニュアル、販売ツール等の資料に含まれる、文章、表、写真、イメージ図、ロゴ、又は、これらに限らず、これらとともに知的財産権又は営業上の秘密として保護されるものを、メーカーの事前承認を得ずに、その全部又は一部を、複製（複製に限りません。）等して利用することができません（インターネット上の利用も含みます。）。

#### 第9条（損害賠償）

サロンは、本規定に違反してメーカーに損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

#### 第10条（信義誠実及び裁判管轄）

1. メーカーとサロンとの間に、紛議を生じた場合は、信義誠実の原則に従い真摯に協議し、これを解決します。
2. サロンは、本規程のほかメーカーとの間に商品に関する紛争を生じた場合は、訴訟物の価額に応じて、東京地方裁判所（本庁）又は東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上